

第3 渡り廊下等の壁等の取り扱い

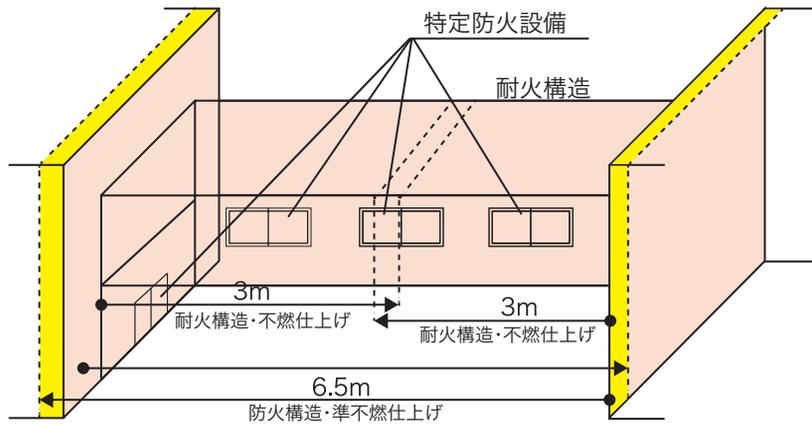
床、その他の建築物の部分又は防火設備が防火上有効な措置（以下「防火上有効な措置等」という。）により、別の防火対象物とみなされるかの判断は、省令第5条の3第2項第1号に規定するほか、次によること。

1 渡り廊下等の壁等の取り扱い

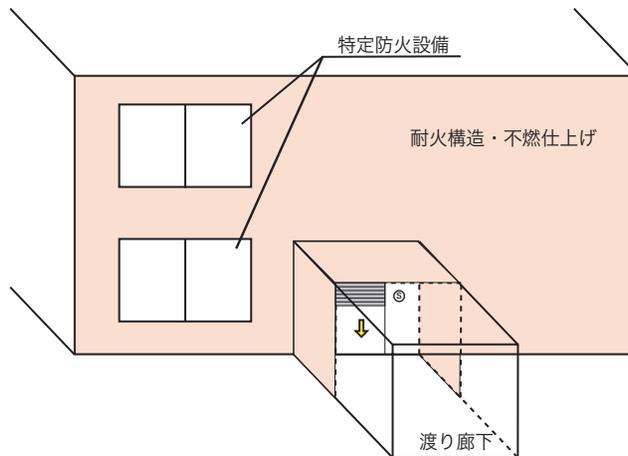
省令第5条の3第2項第1号に規定する「渡り廊下等の壁等」については、壁等の構造方法を定める件（令和6年国土交通省告示第227号。以下この第3において「壁等告示」という。）に示す壁等のタイプのうち、壁等告示第2第3号に規定する「火災の発生のおそれの少ない室（「コアタイプ」以下同じ。）又は通行の用にのみ供する建築物の部分構成する壁等（「渡り廊下タイプ」以下同じ。）により区画する場合」が該当するものである。（第3-1図及び第3-2図参照）

(1) 渡り廊下タイプ 壁等告示に適合するもので、第3-1図の例によること。

(全体)

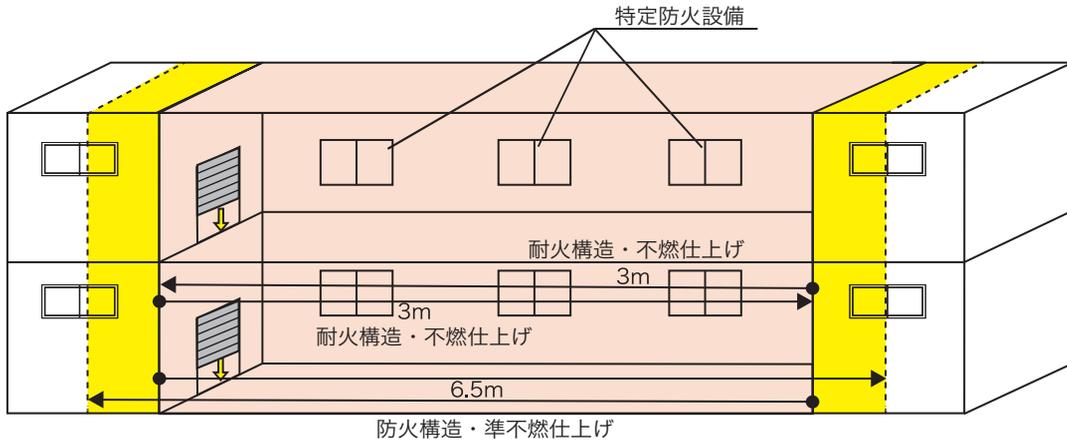


(接続部)



第3-1図（渡り廊下タイプの例：相対する外壁間距離が10m以下の場合）

(2) コアタイプ 壁等告示に適合するもので、第3-2図の例によること。



第3-2図 (コアタイプの例)

(3) 建築物が渡り廊下等の壁等によりそれぞれ別の建築物とみなされるかの判断は、特定行政庁又は指定確認検査機関が行う建築確認により適合状況が判断されるものであること。

2 省令第5条の3第2項第1号に規定する区画の取り扱い

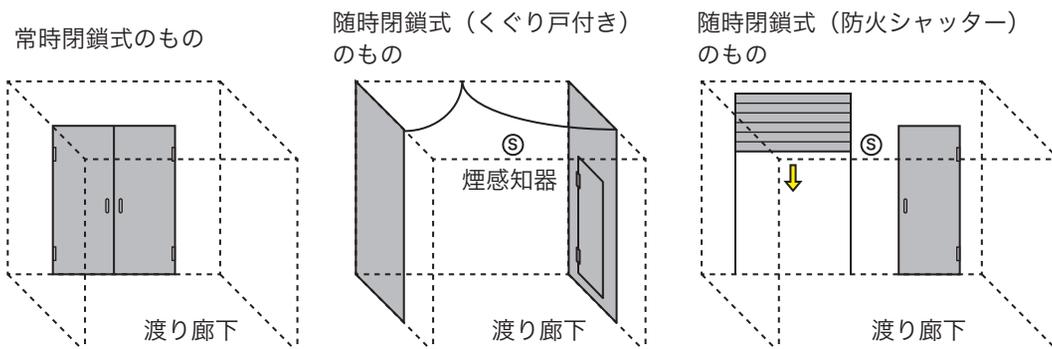
前1により、建築物が渡り廊下等の壁等によりそれぞれ別の建築物とみなされたと判断された場合にあっても、消防用設備等の設置単位においてそれぞれ別の防火対象物としてみなす場合は、省令第5条の3第2項第1号イ及びロの基準に適合するほか、次によること。

(1) 省令第5条の3第2項第1号イに規定する防火戸は、次のいずれかの例により設置すること。▲ (第3-3図参照)

ア 防火戸は、常時閉鎖式のもの設けること。

イ 防火戸に随時閉鎖式のもの設ける場合は、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ75cm以上、1.8m以上及び15cm以下である構造の防火戸を設けること。

ウ 防火戸に随時閉鎖式のシャッターを設ける場合は、近接して常時閉鎖式の防火戸を設けること。



第3-3図

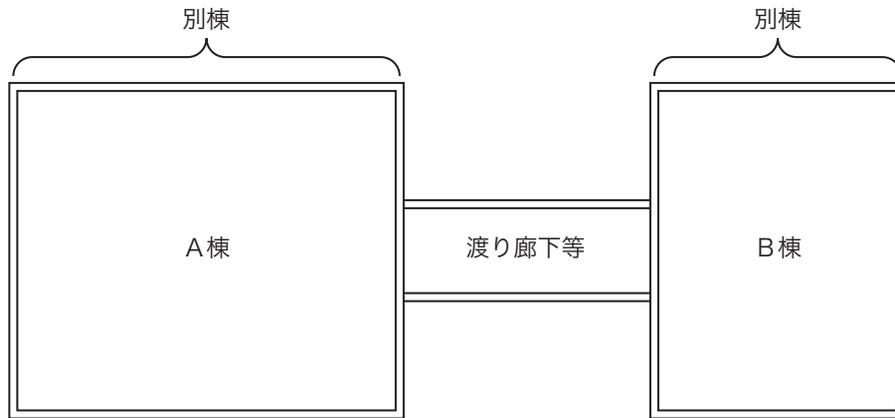
(2) 省令第5条の3第2項第1号口の規定により設けることとされている階段の構造等は、建築基準法令において設置が義務でない場合であっても、建築基準法令に適合させること。●

3 別の防火対象物とみなされる場合の延べ面積及び消防用設備等の設置単位

前2により、別の防火対象物としてみなせる場合のそれぞれの防火対象物の延べ面積の算定及び消防用設備等の設置単位については、次によること。●

ただし、別の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物の管理権原者が異なる場合等並びに渡り廊下及びそれぞれの棟の用途、位置、構造又は設備の状況から判断し、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認められる場合、これによらないことができる。

(1) 渡り廊下等の壁等により区画され、別の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物の延べ面積の算定については、原則として渡り廊下等の床面積を別とみなされる防火対象物の延べ面積に応じて按分し、それぞれの防火対象物に帰属させること。(第3-4図参照)



区分	延べ面積	渡り廊下等をA棟及びB棟で按分	渡り廊下等を按分して合算した延べ面積
A棟	1,000 m ²	$1,000 \text{ m}^2 \div 1,500 \text{ m}^2 \approx 0.67$	$1,000 \text{ m}^2 + (20 \text{ m}^2 \times 0.67) = 1,013.4 \text{ m}^2$
B棟	500 m ²	$500 \text{ m}^2 \div 1,500 \text{ m}^2 \approx 0.33$	$500 \text{ m}^2 + (20 \text{ m}^2 \times 0.33) = 506.6 \text{ m}^2$
渡り廊下等	20 m ²		

A棟 延べ面積：1,013.4m²
 B棟 延べ面積： 506.6m²

第3-4図

(2) 渡り廊下等における消防用設備等の設置については、原則として上記の渡り廊下等が帰属する防火対象物のうち、延べ面積が大なる防火対象物に適用される消防用設備等の技術基準に適合させること。

- 4 壁等告示第2第1号に規定する「耐力壁である壁及び防火設備により区画する場合」又は同第2号「壁、柱及びはり並びに防火設備により区画する場合」に適合しそれぞれ別の建築物とみなされる場合であつて、当該区画する壁に開口部が設けられるもの（いわゆる「壁タイプ（開口部あり）」という。）にあつては、政令第8条第2号として取り扱わないものであることに留意すること。

